

小松加賀環境衛生事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成30年3月12日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小松加賀環境衛生事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成30年小松加賀環境衛生事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間のうち、休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(縦覧の手続)

第3条 条例第3条の規定により報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、報告書等縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

- (2) 施設の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

報告書等縦覧申込書

年 月 日

(あて先) 小松加賀環境衛生事務組合 管理者

(縦覧者)

住所：

氏名：

小松加賀環境衛生事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、報告書等の縦覧を申し込みます。